

地域 ESD 活動推進拠点（地域 ESD 拠点）登録についてのよくある質問集

Q1 登録申込書はどこで入手できますか。

A1 最寄の地方 ESD 活動支援センター（以下「地方センター」）までお問い合わせください。
各地方センター連絡先
<http://esdcenter.jp/regional/>

Q2 組織内の部署、あるいは支部、支所、店舗、工場など、ある組織のなかの組織内単位で登録申込をすることができますか。

A2 できます。例えば、〇〇大学教育学部のような組織内部局でも、△△産業××支局のような地方事務所などでも登録はできます。ただし、〇〇大学と〇〇大学教育学部の両方のような二重登録はできません。〇〇大学が登録された場合には、既に登録されていた〇〇大学教育学部のような組織内部局の登録は自動的に解消されます。

Q3 当団体は、全国で活動しています。地域 ESD 拠点として登録することは可能でしょうか。

A3 特定地域での活動に注目する場合にはその地域で登録できます。全国を対象に活動する団体は、ESD 活動支援センター（以下「全国センター」）の協力団体として位置づけられるのが基本ですが、その団体のある地方・地域における活動を強調する場合には、地域 ESD 拠点として登録していただくことができます。最寄りの地方センターもしくは全国センターまでお問い合わせください。

Q4 ESD 活動支援センターのリーフレットによると、地域 ESD 拠点は、「地域における ESD 活動の支援窓口として」とあります。当団体は、ESD を実践しており、支援を目的として活動をしているわけではありません。地域 ESD 拠点としての登録に可能性はあるでしょうか。

A4 地域 ESD 拠点は何かの支援活動を行えることが前提となります。それが可能である場合と考えられる場合には、登録の申込をすることができます。
なお、ESD 活動推進ネットワークでは、「支援」を幅広くとらえています。助成金や寄付等の直接の支援のほかにも、経験の共有や助言を含む幅広い支援がありえます。みずから ESD を実践するのみでなく、ESD をこれから始める組織・団体や個人、また、既にある活動をさらによくしたいと考える組織・団体や個人に対してなんらかの助力を与えることができることをここでは「支援」ととらえています。
登録申込書の様式には、多くの支援の選択肢を用意していますので、ご参照ください。

Q5 地域 ESD 拠点となることで、どのようなメリットがあるのでしょうか。

A5 ESD 関係省庁連絡会議による ESD 国内実施計画でうたわれた ESD 推進のしくみに明確に位置づけられ、公表されます。地方センターや他の地域 ESD 拠点との連携・交流の機会が増えたり、自らの活動や他の団体による優良な活動事例に関する情報提供が全国センターや地方センターによって行われます。また、要望に応じ、国内外の ESD 関係団体との交流機会の斡旋も可能になります。

なお、登録によって何らかの資格や権利が生じるものではありません。

また、地方センター及び ESD 活動支援センター（以下「全国センター」）は、地域 ESD 拠点とどのような連携・協力ができるか、どのような支援を行うことができるか、常時検討しています。

Q6 協議会やコンソーシアムが地域 ESD 拠点になった場合、その構成メンバーも地域 ESD 拠点に登録申込できますか。

A6 できます。ある協議会やコンソーシアムの構成団体である教育委員会や NGO/NPO 等の組織・団体も、その判断により、地域 ESD 拠点に登録することができます。

例えば、ある ESD のコンソーシアムやある RCE（国際連合大学が推進する Regional Centres of Expertise on ESD の略称、通常 ESD 地域拠点と訳される。）が地域 ESD 拠点として登録した場合、その構成メンバーである学校や大学等の教育機関、研究機関、メディアや企業、社会教育施設、環境学習施設、国際理解拠点、地域ユネスコ協会、ボランティア・市民活動支援組織、地球温暖化防止活動支援センター、男女共同参画センター、地方自治体の ESD 管轄部局や教育委員会等の組織・団体は、自ら望ましいと判断した場合には、その ESD のコンソーシアムや RCE に加えて、自らも地域 ESD 拠点に登録することができます。